

# 市民自らの政策を持とう！

## 第8回個人演説会

日時 2013年10月27日（日） 13:45-17:00

会場 岩国市福祉会館

参加者 9名

### お話しの前

3月から9月まで、7回にわたる演説でいろんなテーマで議論されてきましたが、このあたりで中間総括をしてみようということになり、河井さんの努力で、現在直面している論点をまとめることができました。政策試案も示されているので、今後はこれらについて議論していきたいと思います。案内にもありましたが、政策提言が総花的にならないように、民主主義、安保、基地、住民運動、原発の5点に絞って検討していこうということになりました。

本日は「民主主義とは」という演説をされた井原さんに、「民主主義を実現するための具体的提言」を提案していただくことになりました。

市民自らの政策をもとう、ということについて「そんなことができるわけがない」という疑問がくすぶっています。私はできると思っています。少数ながら、学者の中には「自治」の立場から市民の提言、政策提示が必要であると論ずる人もいます。

戦後68年経てもいまだに中央集権、お上崇拜の状況は変わっていないばかりか、国民無視のおかしな政策が次々と打ち出されていて、国民の我慢も限界にきているというのが実情ではないかと思っています。明らかに政府政策はダメ、ということで、学者たちは、国民はここまで賢くなっているのだから、自治的思考、政策的思考を身に付けてもいいのではないか、という意見も出しております。たとえば『日本の自治・分権』（松下圭一、岩波新書）は、地方から政策を打ち出すことが重要であることを論じています。

これらに習って、私たち独自の具体的提言ができたらと思っています。今日は「民主主義」について井原さんの蘊蓄が述べられますが、今後は皆さんから安保や原発について政策提言が出てくることを期待いたします。よろしく願いいたします。

稲生 慧

# 民主主義を実現するために — 提言

井原 勝介

## 民主主義の原則

「市民の意思により、すべての政治が決まる」

## 「市民の意思」

すべての情報が公開され、議論が尽くされ、自由に発現されるもの

「市民の意思」により、政治が選択され、個別政策が実施される際にも、常に市民の意思が反映される



## 初めに

いま稲生さんが政策提言をということいろいろ言われましたが、私が今日お話しするのは、政策というよりも、具体的な政策を決める仕組み、政治や民主主義のあり方、それをどう実現するかについてであり、具体的な政策とは少し違うと思います。

前に、「民主主義とは何か」、「市民の意志、民意とは何か」「どう把握すべきか」ということを、抽象的にお話ししましたが、今回からは、それを具体的にどう実現するか、個人の自由な提言をしていこうということでありました。私のテーマである民主主義をどう実現するかについて、私なりの考え方を述べたいと思います。まだまだ考えがまとまっていない部分もあり、必ずしも十分

ではありませんが、具体的な提言も含めて思いつくままにいろいろとお話ししてみたいと思います。なかなか実現が難しい、理想論のようなことも含まれていますが、そういうことも御承知のうえで、みなさんの御意見も聞かせていただき、会として具体的な議論を深めていく、そのたたき台になればと思っています。

今の日本の政治をみていて、原発、憲法などさまざまな課題が、国民の多くの思い、意思から離れたところでどんどんものごとが進んでいるような気がします。民意から離れたところで政治が堂々に行われていることが、今の日本の大きな問題点だということをつくづく感じさせられています。それはむりもないことだなと私は思います。そもそも既存の政治は民意を踏まえてでき

あがったものでなく、市民の意思、国民の意志を尊重していかねばならないという契機がないのです。民意がきちんと反映されるような政治を作らなければ、政治に我々の声が届いていない、民意が反映されていないと不満を言っても、何にもなりません。

ではどういう政治を作らなければならないのか、民主主義の政治をどのように作り上げていけばいいのか、ということをもう一度考えてみる必要があります。民主主義の原則は、市民の意思によりすべての政治が決まる、実施される、簡単にいえばこういうことではないかと思えます。市民の意思というのは、すべての情報が公開され、市民がそれを把握したうえで、十分に議論が尽くされて、何物にも制約されないで、一人ひとりの思いが自由に発現される、そういうものだと思います。市民の意思がきちんと反映され、政治を動かす、決定していくところまでいかなければ、我々の思いはいつまでたっても実現できないと思えます。

そして市民の意思によってすべての政治が決まるということは、もう少し具体的に言えば、市民の意思によりまず政治が作られる、政治が選挙によって選択されるという場面が最初にあるわけですが、そこで市民の意思がきちんと反映される必要がある。政治ができあがってから市民の声を聞いてもらえるということはありません。そこがスタート台として大事なところだと思います。

政治家が選択され、政権ができ、首長が選ばれた後で、個別の政策が順次実施されるのですが、そのときも白紙委任されたのではなく、政策決定の過程でも、自由な市民の意思が反映されるようであればいけない、そういう仕組みも作り上げていかなければ、市民の意思により政治が決定され

ることにはならない。政治が作られ、動き、再び新しい政治が選択される、すべての場面で政治を動かすのは、市民の意思でなければなりません。

それでは、もう少し具体的にどうしたらいいか、お話ししたいと思います。

## <民主主義の仕組みづくり>

### 1. 民主主義の大前提—情報公開—

まず「民主主義の仕組みづくり」について、それから最後に「実現する方法」を少しお話しします。

民主主義の仕組みづくりをきちんとしなければ、いくら民主主義が大事だといっても、念仏だけに終わってしまいます。現在「特定秘密保護法」が大きな問題になっていますが、民主主義の大前提は情報公開です。この情報公開という言葉自体がふさわしくないのではないかと思っています。行政の方から恩恵的に情報公開をするという印象がありますが、そうではなくて、情報はもともと市民のものであるということが、大原則であるはずで、政治・行政は国民の負託を受けて、私たちの税金で国民のために実施されているのですから、その過程で彼らが得た情報は市民のもの、国民のものであるということは当たり前です。それを隠すことは許されないことです。唯一個人のプライバシーなど、国民自身が不利益を受けるようなものは公開してはいけない。行政の都合が悪いからという非公開にするのは、そもそも許されないことですから、その大前提をしっかりと確立しなければいけないと思えます。

#### (1) 非開示情報が問題

情報公開法や条例ができていますが、そうした仕組みだけでは十分ではありません。

私も岩国で情報公開条例を作り、どこにも負けない、いいものができたと思っていました。ところが、運用の仕方によっては全く機能しないことを、その後私たちは学びました。いくらいいものができても、行政、政治の姿勢いかんによっては、恣意的な運用が行われ、結局法律・条例が機能しないことがよくあります。

特に問題なのは、情報公開の法令の中にある「非開示の情報」です。原則は公開ですが、例外的に非公開にすることができる項目が列挙されているのです。主なものをあげると、一つはプライバシーとか個人情報、これは当然のことだと思いますが、それから今回の「特定秘密保護法」にも出てきますが、国の安全がおびやかされ、外交上の不利益が生ずるもの、それから他にも、例えば犯罪防止のために必要なものなどは非公開とされています。

一番問題なのは、いわゆる「意思形成過程情報」と言われるものです。行政内部の検討協議に関する情報で、職員の率直な意見交換が損なわれるもの、あるいは国民に不当な混乱を生じさせるものと規定されています。これが曲者で、みなさん何を言っているかおわかりになりますか。要するに行政の中で検討している過程の情報は、公開されると職員の率直な意見交換ができなとか、中立性が損なわれる、あるいは国民が混乱するとされています。混乱が生じるかどうかは国民が判断すればいいことで、余計なお世話だと思います。職員の中の率直な意見交換が妨げられるというもおかしな話で、公開されてまずいような意見交換や議論をしている方がおかしいのです。場合によっては、職員の個人名を伏せて、中身を出すことはできるわけです。

岩国でも経験したことですが、この条項を使って、市民の情報公開請求に対して非

公開の処分が行われるのが常です。このような規定があると、拡大解釈されて、本来情報を広く公開するためにあるのに、逆に隠すための法令になってしまいます。

「見直しの方向性」としては、「非開示情報」を限定して具体化して、拡大解釈されないようにする。特に「意思形成過程情報」は除外すべきだと思います。

## (2) 第三者機関によるチェック

いくらいい情報公開の仕組みを作っても、恣意的に運用される危険性があります。法令の規定の範囲を大幅に超えてでも、運用が行われますから、やはり「外部の第三者機関」がきちんと関与して、情報公開が法律に基づいて適正に実施されることを担保しておく必要があると感じています。

例えば、市役所に情報公開を請求すれば、公開するかしないかを市長が判断します。だから市長の都合で非公開とされることが多いわけです。そうではなく、「外部の第三者機関」を設けておいて、そこを窓口で請求する。「外部の第三者機関」が、公開すべきか否かを法律に基づいて客観的に判断する。そういう第三者機関を介在させなければ、必ず行政の恣意的な判断が優先されてしまう。すべての仕組み作りで共通することであって、政治・行政に任せておくのではなく、やはり市民、国民あるいは「外部の第三者機関」が、もっと客観的な立場で、その仕組みが機能するように監視、チェックするという体制がどうしても必要だと思います。もちろん行政の方から積極的に公開することも、義務づけていかねばなりません。

様々な課題を解決する一番簡単でお金のかからない方法は、すべて国民、市民の前に政治・行政をオープンにすることです。それが無駄を省き、不正行為を防止し、民

主義、市民の意思を受けて政治をすることにもつながっていきます。情報公開と言っても、簡単なようで難しいことですが、一番基本的なことだと思いますので、今回は民主主義の大前提としてお話ししました。

### (3) 特定秘密保護法

これに関して「特別秘密保護法」が国会に出され、大議論になっています。詳細な議論はしませんが、印象からして時代錯誤的な、おかしいものを作ろうとしていると感じています。原発や憲法と一緒にですが、こんなものを作りたい、作って欲しいと、誰も思っていないのに、一部の人が、アメリカとの関係があるのでしょうか、無理やりこういうおどろおどろしいものを作ろうとしているように思われます。中身を見ますと、防衛や外交、スパイやテロなどに関する情報で、国の安全保障に著しい支障を与えるおそれのあるものを大臣が特定秘密に指定することになっています。要するに大臣が、勝手にこれは秘密ですよと指定し、自分たちに都合の悪いものは隠してしまうこととなります。指定の期間は5年で、何度でも更新される。さらに驚いたことに、30年を超えても、内閣の承認があれば更新することが可能であるとなっているようですから、永久に隠しておくことができるという、考えられないような規定になって、こういう規定が憲法上許されるのかと思います。罰則は最高10年、外部からそそのかした場合も5年以下の懲役ということです。国家公務員法や地方公務員法に守秘義務という規定があつて、一応秘密は守られていることになっていたわけですから、新たに罰則を強化して、こういうものを作るとするのは、時代に逆行するものです。

外交・防衛もやはり国のため、国民のために、我々の税金で行われているわけですから、そのなかで得られた情報も、外交交

渉をやっている、すぐオープンにしたら、相手国との交渉が不利になるような場合はやはり少し伏せながら、できるだけ国益を確保するということもあるわけで、そういう場合に一定期間秘密にしておくというのは、それは当然ありうると思います。でもそういう情報もすべて国民のものであり、一定期間経過すれば、公開して国民がチェック、判断すべきです。そういう情報公開の原則はここでも貫かれなければいけない。国の安全保障などに関して、国民の知る権利が失われてしまうということは、憲法上許されないと思います。だから一定期間過ぎたら、必ず公開すべきだと思います。

今回の法案も、当然内閣法制局の審査を受けているわけですから、一応憲法上の問題をクリアして提案されているのですが、もしこのまま成立し、将来裁判などがおこれば、憲法上の問題が出てくるのではないかと思います。いずれにしても、時代錯誤的な法律だと思います。

## 2. 政治の選択 — 選挙

政治の選択の場面と、それから政治が実施される場面とに、民意がきちんと反映される、そんな仕組みに変えていかなければいけないと思います。まず政治の選択の第一段階である選挙がいかげんに行われていたら民意がきちんと反映された政治家が生まれないので、結局、何を言っても我々の声は届かないことになってしまいます。現在は、企業や団体からの指示、お金や圧力などによって、自由な投票が行われない場合が多い。そういうことをやっていたら、利益誘導型の政治になってしまって、国民の声は届きません。選挙のありかたを根本的に変えなければいけない。候補者の理念と政策を基準に有権者の自由な意思により投票が行われなければなりません。当たり

前のことですが、これが基本的に今の日本ではできていないと思います。

もちろん有権者が主権者としての権利をしっかりと行使すればいいのですが、そこにいろいろな力が介在して、あるいは以前からの悪い例が積み重なって、有権者のなかには自由に投票しようという思いを持っていない人たちもいますから、やはり自由な投票が保証され、確実に実施されるような制度、仕組み作りが必要だと思います。

### (1) 選挙期間の長期化

まず1番目として、大変難しいことですが、まず候補者の理念と政策がきちんと市民有権者の間に浸透して、それによって選択ができるようにすることが基本だと思います。今のように誰かから頼まれたから、指示されたから、お金をもらったからではなく、まず候補者の理念と政策がしっかりと有権者の間に周知され、浸透することが大事だと思います。現在の選挙制度は、考えてみればすごく変ですね。私も何度か経験しましたが、実際に選挙活動が許されているのは、最後の、市長であれば1週間なのです。国会議員で12日間、参議院や知事選でも17日間です。

その間に選挙運動が認められていて、チラシを配ったり、演説したりしているのですが、でも考えてみたら、その1週間に何ができるかということです。私もやりましたが、最後の1週間はお祭り騒ぎみたいなもので、何をやっているかあまり意味がないということもつくづく感じました。

候補者の政策や理念を有権者の間に浸透させて、実質的に支援を得ていくという活動は、選挙期間に入る前の段階、これは何も期間が決まっていませんから、人によっては1～3カ月、もっと長くて半年～1年やる。何の規制もなければ基準もないわけ

ですから、それぞれが自由にやっているという状態です。でもそこが実質的には選挙にとって大きな意味を持つところなのですが、そこが制度化もされておらず、野放しになっているのです。一方では制約もあるが、一方では自由に行われる、制度として大きな不備があるのではないかという感じがします。選挙の期間を長期化すると、負担も大きくなるので、一概には言えないのですが、事前運動の段階の活動については個人の努力にすべて任されていて、基準もなければ公にも関与しないというのは、やはり問題がある。そうではなく、選挙期間をある程度長くして、その間、個人に任せるのではなくて、公的機関による選挙の運営、要するに候補者の理念や政策を市民、有権者に周知、知ってもらう活動を公的にもやるべきではないか。個人による選挙活動はむしろ制限してもいいのではないかと以前から感じてきました。

### (2) 選挙運営監視委員会の創設

たとえば文書の配布、演説会や公開討論会、ポスターの掲示などをもっと公的に決められた形で平等に行って、市民に知る機会を提供する。今のように気ままにやっていると、一方が逃げて成立しないこともたびたびありますが、そうではなくて公開討論会をいろいろな地区で何度も行う。決められた文書を公的にきちんと有権者全体に配布すべきではないか。同じ土俵の上で市民の目の前で堂々と、理念と政策を発表して争っていくことが必要ではないか。どの程度の選挙期間にすればいいか簡単には決められませんが、たとえば1カ月か3カ月、それ位の期間を設定してもいいのではないかと思います。

2番目として、有権者の自由な選択が行われるように、企業や団体、役所ぐるみで

選挙が行われることがよくあるわけですが、こういうものはやはり禁止する。どうやって禁止するか、その方法は難しいのですが、少なくともやるべきではないということを明らかにする。一人ひとりの市民も会社などの指示に従う必要はないのだという意識をしっかりと持つことだと思います。

そして、公職選挙法を具体的に変えていかねばならないと思います。

全体の仕組みを変えていくなかで、最後には第三者機関というものがあって、そこが選挙の運営や監視をきちんと行っていくということを担保しなければ、いくらいい制度を作っても機能しないことになります。

「選挙運営監視委員会」を設置して、演説会の実施、ポスターや文書の配布などから選挙の監視まで責任を持ってやるべきだと思います。

いま選挙管理委員会がありますが、あまり機能していません。ただ「投票にいきましょう」「公正な選挙をしましょう」と車を走らせても、何の意味もないと思います。実質的にそれが担保されるような措置を講じなければなりません。我々が選挙管理委員会へ行って尋ねても、ほとんど何も教えてくれません。だから、ここまでやっても大丈夫なのだろうかという、あいまいな中で選挙活動とか事前運動が行われているという現状ですから、もっとそこを公的に管理しながらやるべきではないかと思います。

もちろんこれだけで選挙がすべて改善できるとは思いません。どこまでも行っても仕組みや制度には限界があります。企業・団体に頼み込んで、その力を使って当選しようという候補者が出る限りは、こういう弊害が起こってくるわけです。最後は、市民の意識を変え、候補者・政治家の意識も変えていく必要があると思います。

### 3. 政策の実施—民意の反映

#### (1) 民意を反映させる仕組み

選挙が終わったらもうお任せで、政治家のなすがままにやらせておけばいいという訳ではない。選挙はひとつの民意ですが、完全な民意とは言えません。人を選ぶための仕組みですが、個別の政策について十分な民意が反映されず、白紙委任したわけではない。好き勝手なことをやっていいわけではない。選挙で民意を受けた政治家は、具体的な政策を実施するに当たって、社会情勢や経済もどンドン動いていくわけですから、そういう情勢変化、市民の意思の変化にも応じながら、重要な政策決定については常にその時々々の民意が正確に反映されるようにしなければいけません。例えば、住民に新たな負担や義務を課したり、生活に大きな影響を与えるような政策に関して、事前に住民の理解を得る仕組みというものが、今はほとんどありません。公聴会やパブリックコメントというものがありますが、ほとんど機能していません。形式的に行われるだけで、市民の意見はほとんど出てこないし、実際に政治に反映されることもない。こんなものでは意味がない。もう少し実質的に、住民の理解を得る仕組みが必要だと思います。これは民主主義とか民意を考える上では基本になる部分ですが、その仕組み作りとなるとそう簡単ではありません。

政策自体について住民の理解を得なければいけない。お金や補助金で民意を判断してはいけない。そういうものを抜きにして、政策自体の影響とか、メリット、デメリットがどうなのかということで、住民の意思を確認しなければいけない。

## (2) 民意の範囲

また、民意といっても、その地域の住民だけでいいのか、それとも県や市など自治体全体の住民を対象にするのか、あるいは国民全体の意思を聞かなければならないのか、範囲はいろいろありますが、一般的に言えば具体的な個別の政策により直接影響を受ける住民の意思を、やはり中心的な重い民意として考える必要があります。基地問題であれば、その基地の周辺に住んでいる住民、産業廃棄物の処理場であれば、その影響をうける地域の住民の意見を大切にしなければいけない。

原発については、従来その立地自治体という範囲で選挙などが行われ、それを民意として進められてきたわけですが、今、あれだけの事故を経験してみて、やはり範囲が狭いということに気づかされます。通常はそれほど影響がなくても、一旦事故がおこれば、広範囲の住民に深刻な影響が及ぶわけですから、立地自治体の意見を聞いていけばいいというものではもうないと思います。その被害の大きさを考えれば、立地地域だけでなく、もっと広範囲の周辺自治体、そして住民の意見をしっかりと聞く、そういう仕組み作りをやらなければいけないと思います。

もっと言えば、原発はエネルギー政策全般に関わるわけですから、国民的な理解を得なければいけない。我々の生活全体に関わる問題だろうと思います。

なかなか難しいことですが、関係住民の理解をきちんと得るための一般的な法制度、仕組みを作っていく必要があると私は思います。

補助金やお金で民意をねじ曲げるというのがこれまでの国のやり方ですが、安全性や不利益を、お金でごまかして、それが民意だというのは基本的に間違っていると思

います。電源開発交付金や米軍再編交付金など、特に負担を押しつけるために利用されている補助金の制度は、はっきり廃止すべきだと思います。もちろん、そういう政策が必要ということで採用されて、その地域にいろいろな被害が及び、不利益が生ずるという場合には、様々の手当てをしていくことは当然あってしかるべきだと思いますが、その政策を受け容れるか否かという段階で、取引のために使われる補助金、交付金などというのは、はなから間違っていると思いますから、そういうものは廃止すべきだと思います。

## (3) 民意を把握する方法—住民投票

次に、民意をどのように把握するのかということになると、なかなか難しいし、確立された方法はありません。一つの方策としては、自治会のようなところで住民説明会をきちんとやって、住民の意見をまとめてもらうという手法もあり得ると思いますが、現在の自治会にそこまでの役割を期待することは難しいかもしれません。

多くの市民、住民の声を政策決定にきちんと反映させるという観点からすれば、間接民主主義には限界があります。そうであれば、将来を決めるような重要な政策課題については、「住民投票」「国民投票」という直接民主主義の手段も、必ず用意されるべきだと思います。間接（議会制）民主主義を補完するものとして、直接民主主義の手法がどうしても必要だと思います。国民投票については、数年前に「憲法改正に関する国民投票法」ができていますが、それだけです。他に法制度はありません。

住民投票については、法律がいまだに何もありません。岩国もそうでしたが、条例で定められて、その地域で住民投票が行われることはありますし、多くの自治体が現



実に条例を持っていますが、法律制度としての住民投票はありません。一部、民主党では「住民投票法」を作ろうという動きもあったやに聞いていますが、未だに実現していません。

法律がないので、岩国で住民投票をやりましたが、法的な効果はないのです。自治体だけの限られた効果しかなく、国を縛るものでもないのです。そういう意味ではやはり法制度としてしっかり位置づける。そして政治がその結果を尊重するということがその中にきちんと書き込んでおくことが必要だと思えます。

頻繁に国民投票をすべきではありませんが、いざとなれば、憲法だけではなくて、他の重要案件についても国民の意思により議論を最終的に決着させ、政治を進めていく大切な手段だと思えます。

今の日本でいえば、原発などは国民投票で決めるべき案件だと思えます。もちろん、徹底した情報公開のもと、議論を尽くす期間を十分にとったうえで国民の意思が示される段階にまで持って行って投票する。手続き的には大変ですが、原発問題はすでにそういう段階にきていると思えます。安全保障政策、アメリカとの関係をどうするかということも、どこかで決着をはからなければいけないかもしれませんが、投票にかけるにはもっと慎重な段取りが必要になるだろうと思えます。

あくまで議会制民主主義が中心ですから、安易にやるものではありませんが、大切な課題については議会制民主主義を補完するものとして、住民投票はもっと有効に活用すべきだと思えます。そのためにも法制化が必要です。

実施要件としては、住民の署名や議会の議決、首長の発議があります。ただ国民投票の場合は、国民署名といっても現実的で

はないかもしれないので、国会の議決が要件になると思います。それから、成立要件は、投票総数の過半数というのが一般的な投票の決定方法ですが、それでは投票率が低いときは全体のことをきめるには、割合が少ないのではないかと、投票率30%で50パーセントとっても、全体では15パーセントにしかならないわけです。そこで、投票率に関係なく賛否の票が全有権者の3分の1に達すれば投票を有効にするという考え方もありますので、それも一つの方法かもしれません。

#### 4. 政治家・政党のあり方

##### (1) 政治家の評価

政治家、政党のありかたとして、常に市民と直結して、その意思を実現するために働く存在であるということ、あたり前のことですが、しっかりおさえておかなければならない。多くの場合選挙に勝つことが目的になってしまって、大きな力に頼り、当選すると見返りに特別な利益を与える、政官業の癒着のようなことになってしまうのですが、そうではなくて、常に市民と直結して、その意思が実現されるようにするのが政治家・政党の務めであるということ、しっかり踏まえておく必要があると思えます。

選挙のやり方や、政策に対する民意の反映の仕方など、すべて政治家が絡むことですから、そういう仕組みの中でチェックを受けることになるわけですが、それとは別に政治家を一般的に評価することがあってもいいのではないのでしょうか。マニフェスト・公約の実施状況、民主主義の実践度、情報公開や民意の反映の度合いなど、実際に行われている政治の状況を客観的に評価して、公表するという仕組みも必要だと思

います。

それにより、国民、市民自らが次の選挙で政治家を選ぶときの判断材料を得ることになります。

岩国には、議員の実績を評価して、次の選挙の判断材料として提供しようという市民のグループがあります。議員の質問の回数や公開質問状に対する回答を一つの冊子にして、何千部も市民に配布して、選挙のときの判断材料にしてもらうということが、一部行われていましたが、なかなかいい試みだなと思いました。ただ、一部の人たちだけがやるだけでは限界がありますので、もっと客観的に幅広く評価して市民、国民に提供することも行われるべきではないかと思います。そうすることによって、我々の判断材料が得られ、選挙にも大きく影響することになれば、それだけで政治家の通常の政治活動が大きく変わる、改善されていく可能性も秘めているわけです。政治家の競争が始まるかもしれません。

経済、企業活動においては、商品やサービスなどに対して様々な評価が行われていて、それを基準に消費者が選択するということが日常的に行われています。政治家にはそれが一切ない。選挙になったらいい加減なことを言い、選挙が終わったら何もしないという人が沢山いるわけですが、そうした行動が後に厳しく評価されるということであれば、状況は大きく変わるのではないかという気がします。

## (2) 政治倫理

次に、政治倫理について少し触れます。市民と直結して、市民のために働くというのが政治家の務めですが、今行われているのは、利益誘導型の政治です。政治家の口利きや不当な圧力が横行し、行政もそれを受け容れて、不当・不公平な、ときには違

法な行為まで行う。そして一部の人に不当な利益を与えてしまう。私も国の政治でそういうことを沢山経験しましたし、地方政治になると、議員と行政の間が近いということもありますが、露骨にそういうことが行われます。それが行政の公平な執行を妨げ、税金の無駄づかいになります。個別の人や一部の団体に特別な利益を与えるために政治があるのではなく、常に市民全体の利益を考えて、その意思を実現するために働かなければならないのに、本当に矮小化されたつまらない政治になっているので、ここは根本的に変える必要があります。

こうした点を改善しなければという思いで、私は岩国で「政治倫理条例」を作りました。職員も政治家との対応で苦勞させられているのです。正義感のある若い職員は、議員からの不当な要求を拒否するのですが、上に行けば行くほど議員に弱く妥協する傾向が強いので、職員はだんだんやる気をなくしていく。そこでつぶねていると、職員がいつらくなって辞めていくという事例さえあります。意欲をもって働く職員のためにも市民のためにも、政治と行政の関係を正さなければならぬと考えています。

## (3) 政治資金

それから、政治にはいつもお金が絡み、ねじ曲げられてしまいます。従って、企業や団体からの寄付の禁止も徹底しなければいけない。不祥事が発生するたびに「政治資金規正法」が見直されるのですが、政治家自身が法律を作るわけですから、そこには必ず抜け道が用意されていて、いまだお金の問題は永久の課題になっています。こういうことこそやはり政治家自身が考えるのではなく、客観的に外部の機関に制度設計させて、それをしっかりと受け入れて法制化しなければいけないと思います。

ただ政治家を一般的に支援するためにお金を出すということはあり得ない。企業が多額の寄付をする場合に、何も個別の利益を求めないとすれば、逆に、企業会計では株主から損害賠償を請求されるかもしれない。儲けるために行動するのが企業ですから。でもそれは政治をねじまげることにもつながりますから、企業・団体の寄付は、本来あってはいけないことではないかと思えます。お金が若干かかるとしても、それはやはり個人の純粋な寄付や会費でまかなっていくべきだと思えます。

何度も言いましたが、外部の第三者機関をしっかり作って、そういうところで監視チェック、見直しをしていくことが必要だと思えます。

### <民主主義を実現する方法>

最後に、これまで民主主義を実現するためのさまざまな仕組み作りについて、思いつくままにお話しました。まだまだ不十分なところもありますし、異論もあるかもしれませんが、そういう仕組みをきちんと作っていかなければ、民主主義の政治は実現できないと思えます。ただ政治家・政党に頼っているだけでは、今の政治はずっと続いていく、いくら政権が変わっても、政治の本質はあまり変わらないということになってしまうのではないかと。特別な人のための政治が行われ、我々の声は反映されないのではないかと思えます。

それでは、どうしたら政治を変えていくことができるのか。民主主義はどうしたら実現できるのだろうか、ということをお話します。

今のような政官業癒着の政治、企業・団体、官僚、政治家が作る政治だと思うのですが、そういう人たちに任せていたら民主

主義を実現することはできません。やはり自分たちのための政治は自分たちで作らなければいけない、市民自らが作りあげ、勝ち取っていく以外に道はない、そこが基本ではないかと思えます。

個別の課題に対して様々な市民運動や活動が行われていて、こういうものももちろん大切で、それぞれが民主主義の基盤になるものです。しかし、原発や憲法問題などでいくら熱心に活動しても、残念ながら政治にはほとんど反映されず成果があがらないという状況になっています。そういう活動だけではやはり現実の社会を変えることにつながらないのではないかと。

さらに次の段階として、思いを同じくする市民が集まって政治グループ、政党をつくり、そこを基盤に政治活動を行い、選挙により自前の政治家を作り、その政治家を通じて実際に政治を変えていく、法令改正や制度づくりをしていくところまで踏みこんでいかなければ、我々の期待する具体的な政策の実現には、つながっていかないと。思えます。

あくまでも中心的な理念は民主主義であって、原発や憲法などの大きな課題や政策を念頭に置きながら、大切なことは市民みんな決めていくという、本物の民主主義を基盤とした新しい政治を作り上げるときです。

この会は、「市民自ら政策を持つ」ことを目的としています。その具体的な政策を決める段階の民主主義の仕組みというものをまず作らなければ、いくらいい政策を持っても、現実の政治にはそれが反映されないということです。

今回は、民主主義を実現するためにどうするのかということをお話させていただきました。ありがとうございました。

## 自由討論

**河井** きょうの井原さんの本格的なお話を聞かせていただき、ひとつ方向転換ができたのではないかという気がする。これまでは自由に自分の体験してきたことをお話しするというやりかたでやってきたが、今日のお話は、これからどういう政策をもつべきかについて討論をしていけば、実りが大きいのではないか。よろしくご協力願いたい。

### 「民意」とは何か

**平岡** 井原さんの話の方向性、理念はそのとおりに思うが、確認したいことがある。キーワードに「市民」というのがある。問題ごとに「市民」の範囲をどうとらえるかがちがってくる。そのとおりである。岩国では、自治会連合会で岩国一大竹道路の早期完成をめざす署名運動があった。室の木台団地の住民は自分たちの下をトンネルが通ることは困るというのに反対のビラを配った。「市民の意思」というのをどうとらえたらいいか。市民の多くが署名したからこれが民意だといったら、密接に関係ある住民といえば、室の木台の人たちはトンネルが通ったら自分たちは大きな被害をうけるかもしれないと考える。「市民」とはどう考えるべきか。

「第三者機関」のメンバーをどう選んでいくかが大きな課題だ。今「集団的自衛権」の行使を憲法解釈の変更によって認めようとなかで、有識者会議、第三者会議みたいなものとしてあつめて議論させて正当性をもたせようとしている。結論はもう出たようなものだ。NHKの経営委員の選任が、安倍さんより

の専任がおこなわれた。NHKの報道の中立性をはかるために重要な機関である。そこに安倍さんの息のかかった人が入ると、第三者機関としては問題がある。井原の第三者機関を必要というのにはよくわかるが、メンバーをどう選ぶかという問題である。

### 第三者機関の中立性

**井原** 難しい問題だからみなさんと一緒に考えたい。2番目の問題、最近おこったことで、いかにも恣意的に選んだ委員会で、結論はみえている。大きな問題だ。あれは第三者機関というより安倍さんの私的諮問機関というべきであろう。NHKの委員選任の基準がないといけない。安倍さんの家庭教師だった人をえらぶとかある。恣意が働かないような基準がほしい。どこかの「弁護士連合会」が推薦するとか、学者だとか、基準があるといい。一般的に第三者機関といったのは、首長が恣意的に選んでしまったら何の意味もない。人選の基準を作らねばならない。教育委員なども首長が選んで、議会の承認でチェックするが、ほとんどフリーパスになるから、基準が必要。教育委員もほとんど基準はない。教員やPTAからえらぶとかの慣例はある。おっしゃったことは大事なことだ。確実に防止する方策があるかどうかはまだわからない。

**稲生** NHKは政府が金を出す。当然政府のいうことを聞く団体になる。NHKの独立性の問題を重視すべきだ。政治に左右されない放送協会でなければならない。

**井原** 安倍さんはもともとNHKに介入している人だ。それを拒否する独立性がほしい。

**稲生** 与党の息のかかった人が委員に選ばれる。その構造を変えなければならない。

**平岡** 日本で政府との関係で最も独立性が高いのは「日本弁護士会連合会」である。ここには監督者がいない。会長は自分たちが選挙で選ぶ。日本銀行も独立性が高い。ドイツの中央銀行も独立性が高い。それにならって「日本銀行法」をつくった。でも今の日銀は黒田総裁がえられたように、政府の意向が大きく反映される。人をだれにするかで独立性がおびやかされる面がある。日銀総裁も国会承認が必要だが、今の状態では多数派の影響力が大きい。やっぱりどういふ政治家がどういふ権力者を誕生させるかに帰着する。

### 自治会の発言は「民意」か

**井原** 1点目。岩国では南バイパスがあり、室の木トンネルをぬけて、和気町大竹までいってむこうの道路につなぐ計画だ。用地買収もすんだ。山手のトンネルの上に室の木台団地があり、トンネルができたなら地盤沈下するとして大反対している。突然自治会連合会が道路を早くつくる要望を、自治会をとおして署名をまわした。これはおかしいとおもって署名しなかった。道路完成ということなので、大部分の市民が署名したろう。山の上の住民は反対している。これをどう考えるか。全体の署名の数があったとき、それを民意としてどう考えるか。難しい問題だ。

自治会は住民の総意から発して、下からいくもので、上から押し付けるものではない。ひとつの自治会が反対しているのを、数の力で一部の自治会の意思を無視して強行するというのは、自治会のありかたとしてよくない。自治会とは地域の意思をすいあげて反映するものだ。

道路を作ってほしいという声は大多数だ

ろう。反対は一部の人。これをどう判断するかという、どこでも起こる問題である。基地でも原発でも。全体の多数で一部の声をおしつぶしてはならない。直接その政策から影響を受ける一部の住民の民意は大切にとらえなければならない。徹底的に団地の人と、道路の必要性、被害の補償など、徹底的に説明し、話し合っただけでやるべきだ。そうすればどこかで理解が得られないものでもないと思う。

**稲生** 道路を作りたいというときは、事前の説明が必要。それをまだしていない。実行段階になってはじめて計画をいう。執行計画を実行段階で「意見をうかがいましょう」という、形式だけの住民説明会を行う。行政は作った計画を絶対に変えない。

**井原** 私がいた時のことだ。多分説明が不十分ですすんでいったのではないか。市の手続き、国の手続きが終わって、地元の人たちが気づいて、反対がはじまった。現実にはすすんでいて、行政はもう動かない現実にある。

**南部** トンネル工事に反対するリーダーをよく知っている。反対派は的確に問題点を指摘している。これに対してきちんとこたえていないのが問題だ。住民が安心できるように、工事のやりかたなどを丁寧に説明してやる努力が足りない。それが基本的な問題だ。全く反対という議論ではない。トンネルを通して道をつくることは悪いことではない。連合自治会の署名を集めて強引に数の力で押し切ろうとするとますますこじれる。

### 少数の意見を尊重すべし

**井原** 「市民」の範囲とか民意とか、行政が多数民意を利用して押し切ろうとする傾向がある。民主主義は、多数が少数を押し切ることをしてはいけない。少数者の意見

を大切にするというのが民主主義の原則で、徹底的に話し合いするしかない。

**稲生** 民主党はマニフェストをだして、多くの国民はこれは素晴らしいと考えてあれだけの投票をした。大きな支持をした訳だが、結果は実行された項目は少ない。政策決定のプロセスを含めて、もっと説明すべきだった。

**平岡** マニフェストが実現できなかったといわれるが、このことについてどうしたのか、というふうに質問すれば説明できる。説明の姿勢が未熟だった。もっと説明すればこんな変なイメージはなかったのではないか。

**稲生** 政府機関は中立性がないという発言があったが、それはいいのか。

**平岡** 国会のコントロールが行きとどかない組織を公的につくるのは難しい。最大の独立性があるのは「日本弁護士会連合会」である。それも「弁護士法」があり、これにもとづいて、政府の支配を受けなくて独立してやれるようになっている。

**稲生** 裁判も、三権分立といいながら、行政から独立できていない。

**平岡** 最高裁判所も、裁判官国民審査がおこなわれているが、不信任になった人はいない。

**井原** いくら制度ができて、運営するのは政治であり行政である。恣意的な判断をくわえることはいくらでもありうる。それができないような政治をつくる努力をしなければいけない。民意のことは、基地も原発も、上関の祝島の反対の民意をおさえて、町長が容認派だからおしきろうとするのは、多数が少数を支配しようとするのはいけない。地域の人たちの理解が得られないことはやっちゃいけない。基地問題も、市長がかわったからいいということではない。川下のひとたち、愛宕山の人たちの声に耳を

かたむける必要がある。多数が容認しても民意を反映しているとはいえない。「民意」の範囲は、問題によってわけて考えなければいけない。

## 意思決定過程で情報の開示を

**津田** 根本は「情報の公開」につきるのではないか。情報は全部でたとして、それを受け手側が理解しなければならないが、判断のうえで重要なのは情報公開だ。都市計画を作った段階から、説明なしに進んでいる。反対の問題にぶちあたると、自治会を動かしておしきろうとする。私はしらなかった。

岩国の自治会には大きな問題がある。企業でも住民全体と話をするのでなく、自治会長と話をして決着をつけている。住民参加がない。選挙で選ばれたわけでない自治会長がさもすべての権限をもっているような代表者扱いする。自治会長はやりたいという人がいつまでもやる。長くやると地区の代表になったり。基地問題でも2-3人で決めている。うちの自治体は班の持ち回りにした。答えをきめて署名運動するのは、民主主義とは言えないのではないか。民主主義では少数派の意見も大事なのだと教えられたが、少数意が尊重されていない。それが問題だ。

第三機関といわれたが、委員会の委員もトップが恣意的に人をきめて集める。議論の過程が全く見えてこない。委員会として意見をのべるとき、どう議論して決定したかについて情報をださない。安倍さんも自分の責任をそらすために第三機関を置いている。無責任さがみえてくる。どういう議論があり、どう決定したかという「意思形成過程」についても「情報を開示」しないと、住民がわからない。公開すれば納得できる部分もある。

## NHKに対する言論統制

**南部** 衆議院、参議院の予算委員会のテレビを聞いた。質問者側はよく勉強しているのに対して、政府側答弁は官僚の作文に終始している。「特定秘密保護法」について、小野議員が質問に立ち、的確に問題点を指摘したが、担当大臣は立ち往生だった。そこまで研究していないことが見え見えだった。それが閣議決定になった。大変なことだ。この法案については、マスコミに対する言論統制が気になる。視聴者から金を集めて運営しているNHKのような放送会社は、外国には例がないのではないか。

**平岡** BBCは金をとっているのではないか。国営放送だ。視聴料だろう。

**南部** NHKは国民のものだ。なぜ予算を国会審議にかけなければならないのか。国会審議となると、NHK側としても構えなければならない。NHKの放送は、よいものもあるが、政治放送については聞くに堪えない。なんとかもうちょっと合理的にならないものか。われわれが金をはらっているのだから、もう少し政権から独立した組織であってほしい。

**河井** 国立国会図書館の前身である帝国図書館は、文部省の管轄下にあり、国の政策に支配された。戦後になってなんとか政権による支配から独立できないものかということで、あらゆる政党が参加する「国会」に所属させれば中立が保てる、という考え方から「国立国会図書館」となった。しかし「館長の待遇は国務大臣と同等」で、政治家が任命され、政府の一環を構成した。2005年の法改正で「国務大臣待遇」が削除され、2007年に前京都大学図書館長の長尾真さんが館長に任命され、さらに2012年には元国立国会図書館職員で、大学の図書館情報学教授の大滝則忠さんが館長に任命されて、国立国会図書館が権力支配から独

立する傾向にある（註1）。この中立性がどこまで機能しているか、平岡さんは聞いたことはないか。

**稲生** 国立国会図書館の前身の帝国図書館の初代館長は岩国の出身の田中稲城だ。

**平岡** われわれは国立国会図書館を結構活用する。役所からくる資料だけでは省庁に都合のいい資料しかこないなので、衆議院の「調査室」にたのんで調査を依頼する。それから国立国会図書館に「調査及び立法考査局」があり、そこでも調べると、かたよらないところから情報が得られる。図書館は定期的に調べた資料、行政庁の資料以外の資料も配布してくる。かたよらない、いろんなところからの情報がくる。

**河井** 国立国会図書館の中立性とNHKの中立性を重ねて考えられないか。どちらも情報機関だ。

## 報道機関への国の関与

**平岡** NHKは報道機関だから、国会の影響力がある。安倍さんにしてもものすごく関与する。NHKの会長人事、経営委員会にたいする菅官房長官の影響力は大きい。

**河村** NHKには国からは1銭もはっていないのか。

**平岡** 海外放送などは国の金ができる。NHKの視聴料は法律できめられている。税金のようなものだ。それがちゃんと使われているかどうかを、国会がチェックする。国民がコントロールできるところから出発したものでなければいけない。若手議員はNHKで放送されることはありがたいことで、NHKから頼まれたらいやといえない雰囲気がある。

**稲生** 報道機関は中立的でなくてはならない。市民の知りたい情報を提供しなければならない。受信料と税金を二重にとっているようなもので、おかしい。

**平岡** それは予算的なことだ。放送の番組の内容のコントロールは別にある。倫理審査委員会など。変な放送したらひっかかる。それを国会がコントロールすることはない。

**井原** 国会がチェックする仕組みはまちがいない。国会という機関がチェックする権限をもっているのであるが、一部の議員が権限をもっていると勘違いして、行政に要求したりする。そこが間違い。審議機関としてチェックすることは大切。ひとりひとりの議員が行政に圧力をかけたりするのが間違い。それを許す政党も間違い。トップの人がそんなことをするのは問題。

**津田** 長期政権であるからそうなったのか、それとも議員の個人的な資質でそういうことをしているのか。

**平岡** NHKにたいして菅官房長官が権力、影響力をもっているというのは、やはり長期政権で、総務省でNHKにかかわってきたことによる。野党ではそうはやれなかったろう。

**津田** 政権交代があればそうはやれないから、ほんらいは政権が変わるといことは大きな意味をもつ。

**井原** 政治家のそういう行為をなくするような政治にしなければいけない。

**河村** 政権交代が変わり番こになればいいのだが、今みたいになったらむずかしいと思う。政権交代は絶望的にみえる。

**井原** 今の状態だったら選挙法、選挙区の改正もやらなければいけないが、今の政権がそれをやるとは考えられないから、当分の状態がつづくだろう。

**河村** 民間で顔を売ったひとがでてくる。本当に考えている人に当選してもらいたいのだが。話の面白い人がいるとそちらにながれて、その人が当選する。タレントは知名度で当選する。そうでない人に当選させたい。

**稲生** 報道機関は中立でなければいけない。政権が長くなろうとなるまいと。国民の知る権利もなくなってしまう。ところが今はほとんどおもねっている。

**河井** なぜ理念から離れてしまうのか。そこが問題。

**藤村** 真実を報道しないから、知らないことが多くなってしまう。私はNHKの受信料を払っていない。それはNHKが安倍さんの圧力に屈し、番組を改ざんしたからだ。E T B特集で、従軍慰安婦問題を扱った番組だったのだが……。私は受信料を請求されるたびに「あの番組をそのまま放送してくれたら、受信料いつでも払います」と言っている。当時、安倍さんに呼び出されたNHKトップの方まで「呼びつけられたのではなく、こちらから出向いたことにしよう」等と政府に迎合し、放送直前に、泣いて訴えるプロデューサーを尻目に、変えてしまったのである（註2）。これは一例だが、NHKまで昔の「大本営発表」になりつつあることが許せない気持である。

**井原** マスコミの力は大きい。大阪府知事は横山ノックの頃から、タレントでないと成れないところだと言われた。しかし橋下さんももうだめだ。そうでない人を出していかなければいけない。安倍さんもまもなくつまづくだろう。そのとき民主党が受け皿になれるかどうか。受け皿がない。われわれがいかに変えていくかということだ。

## 選挙制度と定数改正

**南部** 選挙制度でいえば、定数改正の問題がある。地域によって権利が半分しかないのだから。選挙制度をかえ、権利が平等になれば、政党の勢力分布がだいぶ変わってくる。定数改正の問題は、国会議員にやらせてもできない。

**稲生** 今の制度のどこを変えたらいいのか、



それをはっきりしなければいけない。いい選挙をするためにどういう政治家ができればいいのか、どうして政治家をつくっていくか。

### 公開討論会が必要

**南部** 公開討論会を公的にやる。

**井原** 公開討論会に出てこない人は資格がないことにすればいい。

**河井** 市民から人をだして公開討論会をすることによって、人材をさがしていくと、活躍できる人も見つかるかもしれない。

### 政治家の育成

**井原** 政治家をつくっていくのは、政治グループ、政党が役割をはたすべきだ。公開討論会、演説会、塾とか。既存の政党ではなく、市民みずから政党をつくり、みずから政治家を生み出していくということが必要だ。母体があって政治家を作っていく。なかなかむずかしいが研修会、討論会などをやって自分たちのなかから創り出す、探すことが大切だ。「松下政経塾」は政治家を育成するための学校、塾だった。ひとつの別の組織として、これまでにない機能をはたしたかと思う。ただ、学校みたいで、方向性はないのではないか。民主党へいったり、自民党へいったり、いろんところで政治家になっている。

**河井** 小沢一郎さんの塾から沢山議員ができた。他にもあるか。

**平岡** 滋賀県の嘉田知事がやっている。井原さんも私もやっている。松下政経塾は政治家になりたい人が政治家になるための、どっちかという、人権派よりは、国家主義的な考え方の人のほうが数が多いのではないかという気がする。一応政治家の政治塾、ある程度の方向性をもちながら、共感をおぼえる人と一緒にやりましょうという

ものだ。小沢さんのは、自分の言うことを聞くひとでないと使わない。

**稲生** 市民自身に自治意識、自分たちの政治をつくるという意識がない。「お上」依存だ。市民をどう育てたらいいのか。国民をかえるために、公民館活動が必要だという人もある。かつて公民館は民主主義を育てる、議論する場であったが、今はまったくのカルチャーセンターになっている。人間を作ろうということになっていない。社会教育を重視していかねばならない、という論理だ。住民が民主主義をもっと学習しなければ、なかなか変わらない。

### 市民自ら変えていく

**井原** 市民自ら変えて行かないと、政治に不満をのべてもそれではだめ。

**河井** 自治会について、これは自治的な組織ではない。町から金がかかるので、長期間自治会長をつづける人もある。金がなくても、長くつづけると、その人の自治会になってしまう。私はこれから年齢順に交代して機械的に選んでいくことにしよう、ということにした。これで公平さが維持できた。津田さんは班によって交代して自治会長になるといったが、それだと同じ人がなることもあろう。

**津田** 20何班もあるので、次にまわってくることはない。

**河井** 井原さんが自治会を民意のベースのひとつに考えられるとといったが、自治会はそういう意味で信頼できるか。どう評価しているか。

**井原** 岩国の自治会は下から皆さんの意見を吸い上げるのではなく、上から一方的におしつけてやっている。あんなものではだめだ。産業廃棄物の可燃物焼却場をつくることで、住民説明会もしないで、自治会連合会と市がいっしょになって、自治会長がか

ってにやっている。自治会の人は何もきいてない。行政と一緒に利用されていることもある。これを民意をはかる受け皿とするのは難しい。説明会はできるが、誰と話し合っていけばいいかは、なかなかみえない。自治会をうまく機能させながら、やっていくしかないかと思う。岩国は自治会の手当ては出さない。報酬がでるわけではなく、市報をくばる経費がでるだけだ。周辺町村では7万円とか謝礼をもらっている。合併する前は、市から区長としてお金をもらってやっていた。これがまだ残っているようだ。こうなると下からの自主的な組織ではない。市の連絡組織になっている。

**津田** 自治会長ひとりが金をもらっていて、誰も知らないような自治会もある。

### 市長と職員

**平岡** 井原さんは市長という立場で、政治家であると同時に、行政機関のトップでもある。行政職員を使って仕事をする。井原さんの提言のようなことをおしすすめようとしたとき、市役所の職員はどういう反応を示したのか。市長の考え方に賛同する職員をまわりに集めて仕事してもらわなければならないが、そういう職員がみつけれられるのか。市長として職員との関係はどういうふうに考えているか。

### なれあいの実態

**井原** 市長をやりながら何年間考えたことをのべた。市長になったころからこういう仕組みをつくりたいと考えた。民主主義の仕組みづくりが大きな仕事だった。最初に「情報公開条例」、つぎにやったのは「政治倫理条例」、議員を含まない、職員だけの倫理条例だった。1年後につくった。「市民会議」をつくろうとした。90ぐらいの委員会があったがうまく機能しなかった。委員は同

じ人が委員になっていた。再編、整理して、6つの市民会議、かならず市民の代表を入れるのを作って、民意を反映しようとした。いくつも条例を作ってやった。どれひとつとっても、職員にとってはこれまでの仕事を大きく変えることになり、強い抵抗があった。どう職員にやらせ、説得するかに苦労した。庁内の合議的な意思決定の場がはっきりしてなかった。部長会議はそういうものではなく、連絡しあう場で、決定するところではなかった。反発も多いので、大事なことは、私の独断でなく、みんなで決めて行こうとして「政策調整会議」をつくった。部長会議のメンバーではない。大切なことは合議できめていこうとした。条例をつくるとか、かならずそこにかけて議論した。提案は私の主導だった。いままでのやり方がかなりかわり、やりにくくなり、反対、抵抗の議論もでた。議論のなかで説得し、意思決定してやることにした。きまったことは反対できない。具体的にどの部局にやらせるか。新しいことは既存の部局にやらせるのが難しい。私の肝いりの政策をやらせるために「政策企画室」みたいな部屋をつくり、気心のしれている（秘書など）人、若手の意欲のある人をいれ、私の政策を立案させた。最終的には政策調整会議で決定した。とくに議員の反対がつよいのは「政治倫理条例」のような、議員との関係を規制するようなことには抵抗がつよかった。ベテラン職員は議員となあなあでやりながら、何十年も議員とつきあってやる。「政治倫理条例」では、そういう「圧力を聞くな」という、「自分だけできめないで、組織できめろ、私のところへ言うように」とした。国のほうでは、国会議員との間を取り持つ役人が国会のなかに派遣されていてよかったが、市役所では議員と部長とがつながっていたりしていた。要求があった

ら記録しておいて、組織として市長まであげて回答しなさい、と言った。場合には公開する、とあって、議員に自制心を求めるようにした。議員と職員の間を公平なものにすることに力をいれた。これには職員の抵抗が大きかった。議員との軋轢が生じて、ごり押ししてくるので、自分の身が持たないという人もいた。

直接担当部局をつくって、意思決定は「政策調整会議」で決定した。そのなかで強力に推進したので、制度ができたが、職員がそれにしたがって機能することはなかなかできなかった。議員とのなれあいで予算がきまっていたり、順調にすすまないところもあった。

**河井** 河内山さんはじめてなので、声をきかせていただきましたかったが、時間がきたので、討論は終わりにする。この次をどなたに、どういうテーマでやっていただくかを検討していただきたい。「じゃどうしたらいいのか」ということに踏み込みながらの話にさせていただけるといい。

### 今後の討論の取り組み

**南部** 議論のテーマだけきめて、参加者が討論するというやりかたもある。自由闊達な意見が出やすいと思う。

**稲生** 5つ項目をあげた。原発、基地について提案があった。そのなかで政策提言になりうるものがあつた。みなさんのやった演説のなかにテーマをとりあげていけばいい。

**河井** 今日は民主主義について、かなり具体的な提言があつた。

**南部** 今日の議論はまだ詰め切っていない。詰めないで次へいくと、消化不良になる。

**稲生** 井原さんと事務局で話し合つて、議論の柱をきめようか。

**河井** どなたかに個人演説をやってみんな

で討論するか、はじめからテーマについて討論するのがいいか。

**藤村** テーマについてみんなが意見を出すのがいい。

**井原** 今日のテーマのこの点について議論するようにしないと、議論があちこちとんでしまう。一応このなかで議論するというのであれば、一つ一つテーマを絞って、たとえば情報公開にしぼってやる。憲法、原発となるとかなりつめた議論ができるかもしれない。

**稲生** 民意反映ということと仕組づくりということをやるといい。「特定秘密保護法」と「守秘義務」との関係などはより具体的になる。

**井原** テーマを絞って議論するというのなら、もう一度やって、情報公開についてつめるとか。

**藤村** 「秘密保護法」は民主主義と大いに関係ある。

**平岡** この勉強会は何を最終目標にするつもりなのか。目標があつて、それにむかって段どりをするのだろう。

**河井** たとえば、1年たった段階で、この会としての「市民の政策」という文書をつくる。これなら実行可能と考えられる政策をまとめる。

**平岡** たとえば民主主義についての提言を先にだして、次は別のテーマ、というのか。

**河井** 具体的な目的を並べた政策をまとめて文書をつくる。できれば出版したい。平岡さん、井原さんなど、政治家のみなさんに、これで政治をやってくれとお願いする。「中間総括」もその意図で書いた。

**平岡** 中間総括はいろんな意見を整理したもの。最終的な提言という形で全体をまとめたいというのなら、井原の提言などをふまえて練ってもらおう。次の会は演説したこ

とのある人が提言をだしてもらおう、ということなのかなと思う。

**南部** 私がやるとなると原発だ。原発についてはいろんな見方がある。そこを議論しないと片付かない。今すぐ提言するとなると、しり込みしたいが。

**稲生** 原発はなんとかしなければならない。廃炉にすべきだ。その手順の仮説をたてて、示してもらうことが必要。核廃棄物、汚染水処理の技術は完成していないのに、推進再稼働は無理なのではないか。

**河井** せめてこの会の中で合意を得たうえでないと外へは出せない。次回は井原さんの話の内容からテーマを選んで、みんなで議論するという方法でやることにしたい。

## 注記

1. 日本図書館協会には「図書館の自由に関する宣言」（1979年決議）があり、図書

館は政治権力や社会的圧力から「図書館の自由」を守る原則を貫いている。

### 「図書館の自由に関する宣言」

図書館は基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵される時、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

2. 安倍さんはテレビで「このETB特集の番組を作ったのは、従軍慰安婦問題について、国際司法裁判所が『天皇に責任あり』と判決したことを小躍りして喜んだ連中ですぞと」言った。

## 発言者

|      |         |
|------|---------|
| 稲生 慧 | 岩国市岩国   |
| 井原勝介 | 岩国市今津町  |
| 河井弘志 | 周防大島町日前 |
| 河村待子 | 岩国市錦見   |

|      |         |
|------|---------|
| 津田利明 | 岩国市桂町   |
| 南部博彦 | 岩国市平田   |
| 平岡秀夫 | 岩国市楠木町  |
| 藤村英子 | 周防大島町下田 |